

岐阜県公報

第千八百六十六号
平成十九年七月三十一日

(火曜日)

目次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

保安林の指定

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示による通知

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
入会林野整備計画の認可

(治 山 課) 五九一^{ページ}

(道路維持課) 五九一

(同) 五九二

(郡上農林事務所) 五九三

(選挙管理委員会) 五九三

(収用委員会) 五九四

(商業流通課) 五九五
(森林整備課) 五九六

告 示

岐阜県告示第五百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
高山市奥飛驒温泉郷神坂字左保七七八の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
国立公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区間	区域	敷地の幅	延長	備考
県道	多北 度方線		安八郡安八町大森字筏場 犀川右岸堤防敷地先(六 二番)から 同郡同町同字松原 犀川右岸堤防敷地先(二 三〇番二)まで	別前変区 後更域	員敷 (メ)地 ー)の ー)幅	延 (メ)長 ー)ト	
				後	九 (メ)四 ー)八	一八・三	
				前	七 (メ)八 ー)八	一八・三	

岐阜県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	区域	敷地の幅	延長	備考
一般 国道	号四 百十八		加茂郡八百津町八百津字 與太洞一〇二五番一 地先から 同郡同町南戸字下 ノ田一〇六四番一 地先まで 加茂郡八百津町八百津 字與太洞一〇二五番一 地先から 同郡同町潮見字境 ケ洞八〇八番九地先 まで	別前変区 後更域	員敷 (メ)地 ー)の ー)幅	延 (メ)長 ー)ト	A、 及び B C は、 関係 図面に 表示す る敷地 の区分 を、 原八百 津線と 一部重 用
				前	三・九 (メ)三 ー)〇	四・二五・〇	
				後	一〇・〇 (メ)一 ー)〇	九・〇八・〇	

道の種類		路線名	区間	区域	敷地の幅	延長	備考
県道	美濃加 良線		加茂郡八百津町八百津字 與太洞一〇二五番一 地先から 同郡同町南戸字下 ノ田一〇六四番一 地先まで 加茂郡八百津町八百津 字與太洞一〇二五番一 地先から 同郡同町潮見字野 中九五三番一 地先まで	別前変区 後更域	員敷 (メ)地 ー)の ー)幅	延 (メ)長 ー)ト	
				後	九 (メ)三 ー)〇	四・二五・〇	
				C B	一〇・〇 (メ)一 ー)〇	一〇・四八・〇	

岐阜県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	区域	敷地の幅	延長	備考
県道	和良 線		美濃加茂市山手町三丁目一〇 二番地先から 同市同町三丁目四六 番一 地先まで	別前変区 後更域	員敷 (メ)地 ー)の ー)幅	延 (メ)長 ー)ト	
					四・四 (メ)〇	一八・三	
				平成	一〇・四八・〇	一八・三	
				平成	一八・三	一八・三	

岐阜県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成十九年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
高野奈 根麦川線													
同	市同	同	町同	同	市同	同	町同	同	市同	同	町同	同	地先
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
九〇・〇	九〇・〇	二〇・五	二〇・五	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇
六・〇		四・〇		二・五		二・五		四・〇		四・〇			
A及びBに係る図面は、関係する敷地の表示図を以て、A及びBの間に於いて、敷地の幅員を分る。													

岐阜県告示第五百十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
 郡上市八幡町小那比字川内口七〇三九から七〇四一まで、七〇四六、七〇四七
- 二 指定の目的
 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称の変更について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

催についての通知

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十九年八月十日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

平成十九年七月二十日

岐阜県収用委員会

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年七月三十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

(仮称)パロー則武店

岐阜市則武中一丁目二十七番三 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年三月二十日

五 店舗面積

一、四二四平方メートル

六 駐車場の収容台数

七十八台

七 荷さばき施設の面積

百三平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年七月三十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年七月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

(仮称)パロー揖斐川ショッピングセンター

揖斐郡揖斐川町上南方字中島二二二 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年三月二十日

五 店舗面積

二、四三六平方メートル

六 駐車場の収容台数

一五七台
七 荷さばき施設の面積
五九四平方メートル

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備組合の整備計画を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

組 合 名	事 務 所 の 所 在 地	認 可 年 月 日
小川入会林野整備組合	下呂市小川一〇〇〇番地一	平成一九・七・二四

平成十九年七月三十一日印刷
平成十九年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））